

1 議事日程（5日目）

〔令和7年太宰府市議会第4回（11月）定例会〕

令和7年11月21日

午前11時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第53号 大宰府展示館の指定管理者の指定について
- 日程第2 議案第54号 水城館の指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第55号 太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について
- 日程第4 議案第56号 太宰府市民図書館の指定管理者の指定について
- 日程第5 議案第57号 太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第58号 太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第59号 大宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第60号 太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第61号 太宰府市体育センターの指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第64号 太宰府市立大宰府遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第65号 太宰府市長等政治倫理条例の制定について
- 日程第12 意見書第3号 地方財政の充実・強化に関する意見書
- 日程第13 議案第62号 太宰府市男女共同参画推進センタールミナスの指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第63号 太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第66号 太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第67号 太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第68号 太宰府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第18 議案第70号 令和7年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第71号 令和7年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第20 議案第72号 令和7年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 議案第73号 令和7年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 議案第69号 令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第23 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（16名）

2番 馬場 礼子 議員
 4番 森田 正嗣 議員
 7番 木村 彰人 議員
 9番 舩越 隆之 議員
 11番 笠利 毅 議員
 13番 神武 綾 議員
 15番 小畠 真由美 議員
 17番 橋本 健 議員

3番 今泉 義文 議員
 6番 入江 寿 議員
 8番 徳永 洋介 議員
 10番 堺 剛 議員
 12番 原田 久美子 議員
 14番 陶山 良尚 議員
 16番 長谷川 公成 議員
 18番 門田 直樹 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市長 楠田 大蔵
 教育長 井上 和信
 総務部理事
 (市長室担当) 杉山 知大
 市民生活部長 友添 浩一
 健康福祉部理事
 (子ども担当) 添田 朱実
 観光経済部長 竹崎 雄一郎
 教育部理事 平野 善浩
 市民課長 今村 江利子
 都市計画課長 古賀 千年志
 観光推進課長兼
 地域活性化複合施設太守府館長
 監査委員事務局長 松尾 誓志

副市長 原口 信行
 総務部長
 (経営企画担当) 轟 貴之
 総務部理事
 (総務担当) 宮崎 征二
 健康福祉部長 大谷 賢治
 都市整備部長
 (併公営企業担当) 伊藤 健一
 教育部長 添田 邦彦
 総務課長
 併選挙管理委員会事務局長 鳥飼 太
 福祉課長 山崎 崇
 上下水道課長 田中 潤一
 社会教育課長 井本 正彦

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長 野寄 正博
 書記 陣内 成美

議事課長 花田 敏浩
 書記 三舛 貴市

再開 午前11時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1から日程第12まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第1、議案第53号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」から、日程第12、意見書第3号「地方財政の充実・強化に関する意見書」までを一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 陶山良尚議員。

〔14番 陶山良尚議員 登壇〕

○14番（陶山良尚議員） 総務文教常任委員会に審査付託された、議案第53号から議案第61号、議案第64号、議案第65号及び意見書第3号について、その審査内容と結果を報告いたします。

まず、議案第53号から議案第61号までの9件について、全て指定管理者の選定に関するものであり、期間は令和8年度から3年間、公募によらない候補者として選定するものであるとの説明がありました。

以下9件について、議案ごとに報告をいたします。

まず、議案第53号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」。

公益財団法人古都大宰府保存協会を選定するものであるとの説明を受けました。

委員から、建物の老朽化や事務スペースの広さ等について課題があると思うが、施設改修を検討しているのか、また、指定管理者はどのように運用されているのかとの質疑がなされ、執行部からは、施設の改修については大宰府市公共施設等総合管理計画に基づいて行っているが、令和改元の時期に補修を行ったこともあり、現在大きな不具合や改善要望は出ていない。また、老朽化の問題については、特別史跡大宰府跡整備基本計画に基づいた基本設計の中で検討していく。施設の運用については、今ある施設機能を指定管理者に最大限使っていただきながらやりくりしていただいている状況であるとの回答がありました。

また委員から、学芸員の方々は保存協会で雇用されていると思うが、保存協会への市からの

人的な補助の状況はどうなっているのかとの質疑がなされ、執行部からは、学芸員の方にはマスコミ対応や学校での出前講座への対応をさせていただいており、大宰府展示館の入館者数や、本市の史跡への理解に大いに貢献いただいていると考えている。給与などの人件費について、保存協会から上がってくる内容に基づいて、市からの補助金を出している状況であるとの回答がありました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第53号は、委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第54号「水城館の指定管理者の指定について」。

公益財団法人古都大宰府保存協会を選定するものであるとの説明を受けました。

委員から水城館であることを示す看板などの設置についてこれまでに提案などはあったのかとの質疑がなされ、執行部からは、水城館だけでなく、水城跡そのものについても、もっと大きな表示を設けるべきではないかという議論がこれまでもあったが、史跡地の中であるということもあり、設置が難しい現状がある。県や大野城市とも協議しながら検討していきたいと考えているとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第54号は、委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第55号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」。

公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を選定するものであるとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第55号は、委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第56号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」。

公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を選定するものであるとの説明を受けました。

委員からは、文化スポーツ振興財団の管理運営の実績への評価について、特に来館者数や満足度、読書推進事業等の実施成果について質疑がなされ、執行部からは、財団にはこれまで図書館利用率の向上や読書活動の啓発等に取り組んでいただいている。図書館本館への来館者数とスタッフに対する満足度はどちらも増加・向上している傾向である。一方移動図書館は、小学校の昼休みの時制の関係もあり利用者が若干減少しているため、全体の利用者は若干減少している。そこで、学校司書と連携しての中学生の利用者カード発行の促進活動や、移動図書館の高齢者施設への訪問等を行うなど、取組を進めているとの回答がありました。

また委員からは、今回、非公募での選定となっているが、他の事業者から指定管理について興味があるなどの問合せはあっているのかとの質疑がなされ、執行部からは問合せ等はこれまでにあっていないとの回答がありました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第56号は、委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第57号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」。

公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を選定するものであるとの説明を受けました。
質疑、討論はなく、採決の結果、議案第57号は、委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第58号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」。

一般社団法人太宰府市スポーツ協会を選定するものであるとの説明を受けました。

委員から、団体利用の公平性について質疑がなされ、執行部からは、施設予約システムによって管理されており、公平性は保たれていると考えているとの回答がありました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第58号は、委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第59号「太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について」。

公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を選定するものであるとの説明を受けました。

委員からは、当該公園の面積及び予約時間外の指定管理者の施設対応について、国や県、関係機関からの通知勧告などが行われた事実はないかとの質疑がなされ、執行部からは、国や県からの勧告が行われている事実はないとの回答がありました。

また委員からは、運用上の課題に関して、長年にわたって指定管理者に対して明確な実施要領を策定するなどの、ルール化を指導しなかったことについて市はどのように考えているのかとの質疑がなされ、執行部からは、現在、指定管理者とは条例・規則に基づいて運用を行っているところであるとの回答がありました。

また委員からは、施設の利用者について条例と規則で異なっていれば指定管理者は運用に苦慮すると思われるが、市はどのように指導しているのかとの質疑がなされ、執行部からは現在は太宰府市立運動公園条例施行規則に基づいて、「1日、1目的につき3時間以内とする」という運用を行っているとの回答がありました。

その他質疑を終え、討論では、市の直営に戻して、運営自体を整えてから指定管理にまた戻すというようなことが必要と考えるとの反対討論がありました。

また、多くの市民が日常的に利用する公共施設としての重要性は高く、指定管理者による適正な管理を市がしっかりと担保した上で対応を進める必要があると考えるとの賛成討論がありました。

討論を終え、採決の結果、議案第59号は、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第60号「太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について」。

公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を選定するものであるとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第60号は、委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第61号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」。

公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を選定するものであるとの説明を受けました。

質疑はなく、討論では、賛成である一方、当該施設には空調がなく、夏に猛暑の中で市民の

方が利用されていた。この状態は是正すべきであると考えたとの賛成討論がありました。

討論を終え、採決の結果、議案第61号は、委員全員一致で可決すべきものと決定しました。
指定管理者の指定についての報告は以上になります。

次に、議案第64号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」。

今回の改正は、観光客、参拝客をはじめとする市外者が多く訪れる本市において、受益と負担の適正化の観点から市外の利用者に応分の負担を求め、市民と交流人口の相互発展を図ることを目的として、大宰府展示館の入館料に市外者料金を設定するため、条例を改正するものです。

内容は、市外者料金を現在の料金の2倍とし、大人400円、高校生・大学生200円とするもので、令和8年4月1日から適用するものです。

委員からは、国の特別史跡の場合、市外者料金の設定は公平性の観点から問題はないのかとの質疑がなされ、執行部からは、史跡の覆屋であり、施設の維持管理を考慮し、負担いただきたいと考えているとの回答がありました。

また委員からは、市内者と市外者の確認方法について質疑がなされ、執行部からは受付の際に確認をしているとの回答がありました。

その他質疑を終え、反対討論の後、採決の結果、可否同数となりました。

よって、太宰府市議会委員会条例第14条第1項の規定により、委員長が本案に対し可否を裁決することとし、委員長は本案を原案のとおり可決すべきものと裁決しました。

したがって、議案第64号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第65号「太宰府市長等政治倫理条例の制定について」。

この条例は、市長・副市長・教育長が高い倫理性を保ち、公正で民主的な市政運営を実現するための基準を定め、市民の信頼を確保することを目的としており、この三役には市民全体の代表としての立場を深く自覚し、誠実かつ高潔な行動を求めるとともに、不正や利益の偏向を防ぐための具体的な倫理基準が示されています。

主な内容として、市長等は、自らの地位や権限を利用しての金品の授受、不公正な契約処理、不当な採用推薦などを行わないことが義務づけられています。

また、市民が政治倫理基準違反の疑いを持った場合には、選挙人名簿に登録された50人以上の連署によって審査請求を行うことができます。その審査は有識者などで構成された政治倫理審査会によって行われ、その結果は市民に公開されます。

さらに市長等が職務に関わる犯罪で第一審の有罪判決を受けた場合、職務の継続時には市民への説明会が義務づけられ、判決が確定した場合には辞職が求められる仕組みになっています。

委員からは、第3条以降の請負契約や職員採用についてなど、踏み込んだ内容となった理由について質疑がなされ、執行部からは、県内市町村の条例等にある基準を参考にしながら作成しているとの回答がありました。

また委員からは、市民への周知や条例が運用されてからの評価・見直しについて質疑がなさ

れ、執行部からは、周知についてはホームページや広報を検討している。評価・見直しについては、12月以降に市長及び議会が新体制となった後に、タイミングがあれば検討していくとの回答がありました。

その他、質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第65号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、意見書第3号「地方財政の充実・強化に関する意見書」について、意見書に対して、提出委員から補足説明を受け、質疑はなく、意見交換の後、討論では、内容については賛成であるが、提出のタイミングをもう少し早めるべきだったと考えるとの賛成討論がありました。

討論を終え、採決の結果、意見書第3号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し、一括して質疑を行います。

議案第64号について通告がっておりますので、これを許可します。

11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） ただいまの報告中の議案第64号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例」について質疑させていただきます。

採決の結果が賛否同数であったので委員長が裁決、こちらの裁は裁判の裁になろうかと思いますが、委員長が裁決することとなり可決すべきと決したということですのでけれども、この裁決、委員長判断は、議事整理上の判断ということになりますから、可決すべきだと委員長が判断された論拠を確認させていただきたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 陶山委員長。

○14番（陶山良尚議員） さきの報告のとおり、本議案は可否同数となり、委員長裁決となりました。議案についての内容等を精査し、原案可決となりました。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 再質問ですけれども、内容を精査しということでしたけれども、委員会条例の14条の第2項に可否同数の場合は、委員長は議決には加わらないという旨の定めがあるかと思いますが、したがって、一般的にはこの裁決は内容判断ではなくて形式的な判断になるかと思われませんが、そのように理解すべきではない裁決であったというふうに考えられますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 陶山委員長。

○14番（陶山良尚議員） そこは繰り返しになりますけれども、委員会において、あくまでもこれは報告事項ですから、委員会における議案審査内容を踏まえて委員長裁決を行った次第でござ

います。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 確認ですけれども、内容を踏まえて判断されたということですね。

○議長（門田直樹議員） 陶山委員長。

○14番（陶山良尚議員） 公正な立場にて判断をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

議案第53号から議案第61号まで、議案第64号及び議案第65号、そして意見書第3号、以上12件について討論を行います。

議案第59号について通告がっておりますので、これを許可します。

11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 議案第59号「太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について」、反対の立場で討論いたします。

委員会、傍聴しておりましたが、委員会での指摘にもあったように、歴史スポーツ公園については、公園面積のこと、運営管理のことなど、市としてきちっとしておくべきことがまだまだであると認識しております。

先ほどの報告で、条例規則に基づいて現在運営管理がなされているということでしたけれども、指定管理に出す以上は、それ以上のものが、民間のノウハウといったものが求められてくることになろうかと思えます。指定管理に果たしてこのまま委ねておくべきかどうかについても疑問があります。

市として先に正すべきことを正しておくべきではないかと考えることから、今回の議案に対しては反対させていただきます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 議案第59号「太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について」、反対の立場で討論させていただきます。

公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を非公募により候補者とし、提案されました。長く続く事業者です。

情報公開請求で開示された決裁文書を見ますと、指定管理者候補者の選定方式について公募によらない選定に至った理由書には、老朽化が著しく、採算性が低い水準にあるが、これまでの経緯から、施設管理に精通しているとしています。また、それに添付されていた利用者アンケートから、スタッフ対応満足度が73.9%で評価が好評であるとしていますが、このアンケートは1か月間しか取られていません。また、施設利用者は年間3万人を超えていますが、回答

数は23と評価するには母数が少な過ぎます。

歴史スポーツ公園は市民の方から公園としての機能、みんなが使える場所になっていない、指定管理事業者が利用者に対して、利用規則にのっとった指導ができていないのではないかの声もあります。

このようなことから引き続き、同事業者を指定管理業者に指定せず、直営の施設管理に戻し、公園条例に沿った管理運営を見直すことが望ましいと判断し、反対いたします。

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第64号について通告がっておりますので、これを許可します。

2番馬場礼子議員。

○2番（馬場礼子議員） 反対の立場で討論いたします。

国特別史跡は、国が国民全体の歴史的価値を守るために指定したものであるため、太宰府のものではなく国民共有の文化財だと思います。

その関連遺構を保存・展示する施設においては、市外者にのみ割増し料金を課すことは、公平性の観点から問題があるのではないかと思います、反対いたします。

1つ目として、国特別史跡は、地方自治体が所有していても、文化庁の指導の下、国民の財産として保護が義務づけられているわけですから、その価値を享受する機会は、全国民に平等でなければいけません。居住地で料金差をつけるのは矛盾していると思われます。

2つ目に、文化財は自治体のものでなく、国民共有財産という考え方が文化財保護法の基本で、それに基づく国庫補助があります。また、観光振興による地域経済効果も併せてあるため、自治体負担を価格差で補うのは、本来の文化財保護の理念から外れるのではないかと思います。

3つ目、市外者に2倍の料金を課すということは、市外者の文化財へのアクセス機会が縮小したり、観光回避の減少にもつながりかねません。

こういった理由から、料金差はその流れに逆行すると思われ、大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について、反対いたします。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 反対の立場で討論いたします。

令和元年第2回定例会において、大宰府展示館に入館料を設ける条例改正案が賛成多数で可決されました。この改正は、開館当初に有料であった展示館をより多くの方々に大宰府の歴史を感じていただき、施設の活性化を図る目的で、長らく無料としていたものを、再び有料化するものであり、私はこの改正に反対しております。

国の特別史跡である大宰府政庁跡は、文化財保護法に基づき指定された史跡の中でも、特に学術的価値の高い貴重な文化財です。しかしながら、現地を訪れただけでは、広大な芝生に整然と並ぶ礎石があるのみで、往時の姿を十分に想像することは難しいのが実情です。

そこで、大宰府展示館において、本物の遺構や政庁の復元模型などを併せて観覧することで

初めて古代大宰府の歴史と政庁の姿を具体的に理解することが可能となります。展示館と政庁はまさに一体不可分の存在であります。入館料を課すことにより、大宰府政庁を訪れながら展示会に立ち寄らずに、政庁跡の本来の価値と魅力を十分に体感することなく帰られた方が少なからずおられたと想像されます。これは非常に残念なことです。

さらに今回、市外在住者に対して、市内在住者の2倍の入館料を徴収する条例改正が提案されています。遠方から本市を訪れてくださる方々に対し、展示館と政庁跡の一体的な観覧を妨げるような料金体系の変更は、国の特別史跡を預かる自治体として極めて残念な方針転換ではないでしょうか。加えて、国の特別史跡は国民共有の財産であり、その関連施設に市外者料金を設けることは、公平性の観点からも問題があると考えます。

以上の理由により、私は本条例改正案に強く反対いたします。

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第65号について通告がっておりますので、これを許可します。

7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 議案第65号「太宰府市長等政治倫理条例の制定について」賛成の立場から討論いたします。

本条例は、市長・副市長・教育長という市政の中枢を担う方々に対し、政治倫理の基準を明確に定め、市民の信頼に応える仕組みを整えるものであり、その理念には深く共感いたします。ただし、今回の上程が任期満了間際という非常に限られた時間の中でなされたことについて、もう少し丁寧な審議の機会があればと感じるところです。

継続審議や附帯決議など、議会内での調整も十分図ることが難しい状況であり、次期市政・議会においてはより多くの議論と市民的な視点の反映がなされる必要があると考えます。

そこで、森田議員の一般質問でのやり取りも踏まえて、幾つかの懸念を申し上げます。

第1に、市長等を対象とする条例を市長部局が起案・上程する構造は、市政の中立性・信頼性を損なう懸念があります。

第2に、審査会の委員を市長が委嘱する構造は、調査対象が市長自身となる場合に、中立性を損なう恐れがあります。

第3に、別条例の資産公開制度との接続が不十分であり、副市長・教育長には資産公開義務が課されていない点は倫理基準の公平性に課題を残します。

第4に、市議会議員政治倫理条例が既にあり、両政治倫理条例の接続・統合を改めて検討する必要があります。

第5に、パブリックコメントや市民説明会、第三者検討会などの市民のプロセスが一切踏まれておらず、市民の視点が反映されていないことが懸念されます。政治倫理条例は、市民の信託に応える制度である以上、その策定過程こそが市民参加と透明性に基づいてなされなければなりません。

よって、次期議会において制度の見直しを行う際に、第三者機関の設置や市民参画の仕組み

を導入し、制度の信頼性と実効性の向上を図っていただくよう申し送りいたします。

以上をもって私の賛成討論といたします。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 議案第65号「太宰府市長等政治倫理条例の制定について」、賛成の立場で簡単に討論いたします。

委員会での審査のやり取りや、先日の森田正嗣議員の一般質問でのやり取りを踏まえると、この条例の制定の重要性というのは確かだと思われまます。したがって、今回提案が行われたわけですけれども、この条例案に改善の余地がまだあるということについては、執行部とも議会とも共通の認識を持っていることと思います。

今回提案された条例を、議会の政治倫理条例との統合も視野に今後議論が続くものと、以上のような理由で信じておりますので、今回賛成させていただきます。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 次に、意見書第3号について通告がっておりますので、これを許可します。

7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 意見書第3号「地方財政の充実・強化に関する意見書」について、賛成の立場から討論いたします。

意見書の項目1について、賃金上昇の流れは、本市の事業にも及び、人件費の増加により行政経費が膨らんでいます。意見書はこうした実態を踏まえた交付税算定の見直しを求めるものです。

項目2について自治体は、国の制度では対応し切れない課題に独自事業で取り組んでいます。意見書はこうした地方独自事業にも財源措置を求めるものです。

項目3について、本市でもコミュニティバスの運行経費が増え続けています。意見書はこれを交付税の算定項目に位置づけ、安定的な財源確保を求めるものです。現在国では、既に地方財政の充実を掲げておりますが、具体的な制度の中身や予算の水準は、これからの予算編成や見直しの中で決まっていくことになります。

だからこそ、今このタイミングで地方から現場の実情や大切にすべき課題をしっかりと伝えていくことが、大きな意味があると感じています。

以上の理由から、私はこの意見書に賛成いたします。

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

まず、議案第53号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」に対する委員長報告は可決です。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第53号は可決されました。

〈可決 賛成15名、反対0名 午前11時29分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第54号「水城館の指定管理者の指定について」に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第54号は可決されました。

〈可決 賛成15名、反対0名 午前11時30分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第55号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第55号は可決されました。

〈可決 賛成15名、反対0名 午前11時30分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第56号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第56号は可決されました。

〈可決 賛成15名、反対0名 午前11時30分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第57号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第57号は可決されました。

〈可決 賛成15名、反対0名 午前11時31分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第58号「太宰府市立北谷運動公園の指定管理者の指定について」に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第58号は可決されました。

〈可決 賛成15名、反対0名 午前11時31分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第59号「太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について」に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（門田直樹議員） 多数起立です。

よって、議案第59号は可決されました。

〈可決 賛成12名、反対3名 午前11時31分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第60号「太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について」に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第60号は可決されました。

〈可決 賛成15名、反対0名 午前11時31分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第61号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第61号は可決されました。

〈可決 賛成15名、反対0名 午前11時32分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第64号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（門田直樹議員） 多数起立です。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成10名、反対5名 午前11時32分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第65号「太宰府市長等政治倫理条例の制定について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対0名 午前11時33分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、意見書第3号「地方財政の充実・強化に関する意見書」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、意見書第3号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対0名 午前11時33分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13から日程第19まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第13、議案第62号「太宰府市男女共同参画推進センタールミナスの指定管理者の指定について」から、日程第19、議案第71号「令和7年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」までを一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔15番 小島真由美議員 登壇〕

○15番（小島真由美議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第62号、議案第63号、議案第66号から議案第68号まで、議案第70号及び議案第71号について、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第62号「太宰府市男女共同参画推進センタールミナスの指定管理者の指定について」。

本議案は、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、公募によらない候補者として、公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を、引き続き令和8年度から3年間にわたりルミナスの指定管理者の候補者に選定されるものです。

選定理由としては、当財団がこれまで行ってきた管理・運営面において、十分な実績を有していること及び男女共同参画啓発事業や資格取得事業、就職支援事業など、多種多様な事業を展開され、男女共同参画の推進と女性の活躍推進・自立支援に関する拠点としてふさわしい役割を果たしており、これまで培ってきた経営ノウハウや実績を十分に有しているためとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第62号は、委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第63号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」。

本議案は、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、公募によらない候補者として社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会を、引き続き令和8年度から3年間にわたり老人福祉センターの指定管理者の候補者に選定されるものです。

選定理由としては、当施設は、社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会が設置された総合福祉センターと建物が一体であり、電気設備や安全管理に関する設備を共有していることから、施設の構造上または経済的観点から一体的に管理することが合理的であること。また、衛生管理や感染予防対策を徹底しており、利用者から清掃の徹底や清潔感の保持について評価されていること。

さらに、当協議会は、市高齢者支援課と連携し、福祉的視点から高齢者が安全に利用できる施設運営に努め、必要に応じて福祉相談や高齢者福祉サービスの支援につなげる連携も構築されているなど、高齢者福祉をはじめとする地域福祉に精通し、地域の課題解決や福祉の向上に貢献されてきたためとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第63号は、委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第66号「太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」。

今回の改正は、条例制定の基準となる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正等に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

さしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第66号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第67号「太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」。

今回の改正は、条例制定の基準となる家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正等に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

さしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第67号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第68号「太宰府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」。

本条例は、児童福祉法の改正に伴い、市町村において乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を条例で定める必要が生じたため制定するものです。

乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度は、令和8年度から全国の自治体において本格実施されるよう、現在準備が進められており、本市においても、本事業を令和8年4月から実施すべく、設備及び運営に関する基準を定めるものです。

委員から、令和8年4月からの実施に向けての今後のスケジュールに関する質疑がなされ、執行部から、現在市内事業者への照会を行い、調整を進めているところである。条例制定後、事業所の事業実施に関する認可手続を行い、実施前には、市広報紙を通じて周知を行う予定であるとの回答を受けました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第68号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第70号「令和7年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」。

本議案は、歳入歳出それぞれ2,405万4,000円を追加するものであり、前年度繰越金に、令和

6年度決算における歳入歳出差引残高7,405万4,000円を計上するため、既決予算5,000万円との差額2,405万4,000円を増額補正し、この前年度繰越金から令和6年度に交付を受けた保険給付費等交付金の超過交付に係る償還金6,353万5,000円を差し引いた額1,051万9,000円を国民健康保険財政調整基金に積み増し、保険給付費等交付金償還金において、既決予算5,000万円と、実際の償還金との差額1,353万5,000円を増額補正をするものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第70号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第71号「令和7年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」。

本議案は、歳入歳出それぞれ318万2,000円を追加するものであり、標準化法に基づく基幹業務システムの標準化に伴い、新たに75歳になられる方への納付通知書のデザイン用紙に変更が生じることによる印刷製本費19万3,000円を増額補正及び令和6年度の事務費負担金の精算により、福岡県後期高齢者医療広域連合から298万9,000円の返還を受けたので、一般会計に繰り出すため、増額補正をするものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第71号は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し、一括して質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

議案第62号及び議案第63号、議案第66号から議案第68号、議案第70号及び議案第71号、以上7件について討論を行います。ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

まず、議案第62号「太宰府市男女共同参画推進センタールミナスの指定管理者の指定について」に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第62号は可決されました。

〈可決 賛成15名、反対0名 午前11時43分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第63号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第63号は可決されました。

〈可決 賛成15名、反対0名 午前11時43分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第66号「太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対0名 午前11時43分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第67号「太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対0名 午前11時44分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第68号「太宰府市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対0名 午前11時44分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第70号「令和7年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対0名 午前11時45分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第71号「令和7年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正

予算（第3号）について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対0名 午前11時45分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20と日程第21を一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第20、議案第72号「令和7年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」及び日程第21、議案第73号「令和7年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 入江寿議員。

〔6番 入江寿議員 登壇〕

○6番（入江 寿議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第72号、及び議案第73号について、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

初めに、議案第72号「令和7年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」。

執行部から、今回の補正内容は、収益的支出、1款1項1目原水及び浄水費に3,729万円を計上している。これは、大佐野浄水場の活性炭劣化診断の結果、活性炭に劣化が見られたため取替えを行うもの。

次に、漏水調査に係る債務負担行為の追加を計上している。これは今年度中に、令和8年度漏水調査業務委託に係る契約事務を行い、年度間を通じて調査を行えるようにするために、令和7年度から令和8年度までの債務負担行為を設定するものとの説明を受けました。

委員から、活性炭は複数箇所取替えするのか、活性炭の使用期間はどれくらいなのかと質疑があり、執行部から、大佐野浄水場に活性炭施設が3施設あり、3施設とも取替えする。使用期間は、一律に定まっているものではない。水質や使用状況によって変わってくるようであり、短いところでは二、三年、長いところでは10年以上使用しているところもあるとの回答がありました。

また委員から、これまで定期的にサイクルをもって取替え等を行ってきたのかとの質疑があり、執行部から、これまで定期的な取替えは行っていない。今回、使用年数が経過しており、劣化診断を行った結果、幾つかの項目で日本水道協会の規格より数値が下回っている等の状況があり、取替えするとの考えに至ったとの回答がありました。

また委員から、今回の補正予算額3,729万円という額は大きく、本来なら定期的な検査の上、当初予算に計上すべきものとする。取替え時期の基準がないのであれば、必要性が生じて対処するのではなく、定期的な検査を実施すべきと思うが、対策は考えているのかとの質疑があり、執行部から、今後は定期的に劣化診断をするなり、平準化して、例えば1年に1施設ずつ取替えを行ったりする形を考えているとの回答がありました。

そのほか質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第72号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第73号「令和7年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」。

執行部から、今回の補正内容は、収支的支出、1款3項2目その他特別損失に439万6,000円を計上している。これは、本市が加入している御笠川那珂川流域下水道の令和6年度決算において、維持管理負担金に不足が生じたため、その精算金を計上するものとの説明を受けました。

委員から負担金に不足が生じた要因は何かとの質疑があり、執行部から職員の人件費の増加と動力費、電気代の高騰によるとの回答がありました。

そのほか質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第73号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

議案第72号及び議案第73号について討論を行います。ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

まず、議案第72号「令和7年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対0名 午前11時51分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第73号「令和7年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は、

起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対0名 午前11時51分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第69号 令和7年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について

○議長(門田直樹議員) 日程第22、議案第69号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について」を議題とします。

本案は、付託しておりました予算特別委員会の報告を求めます。

予算特別委員長 小島真由美議員。

[15番 小島真由美議員 登壇]

○15番(小島真由美議員) 予算特別委員会に審査を付託されました議案第69号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算(第5号)について」、その審査内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目については併せて説明を受け審査を行いました。

歳出の主なものとしては、まず、8款2項3目地域交通対策費693万5,000円の増額補正について、道路灯、防犯灯、公園灯の一斉LED化事業に伴い点検を実施したところ、灯具のポール等に老朽化による腐食を発見し、緊急に対応する必要性が生じたため増額補正を行うものであるとの説明を受けました。

委員から、老朽化による腐食が発見されたポールは何か所で何本かとの質疑があり、執行部からエリアは2か所で国分共同利用施設前の田中・松本線の18本と、太宰府天満宮参道の4本であるとの回答がありました。

次に、8款4項2目公園事業費1,200万円の増額補正について。星ヶ丘公園、東蓮寺公園、垣添公園、向佐野公園、榎公園、青葉台中央公園の6公園の男性用トイレ及び女性用トイレの各1か所ずつを洋式化するため増額補正を行うものである。

なお、財源は、全額歳入19款1項1目8節令和の都太宰府ふるさと納税基金繰入金を充当しているとの説明を受けました。

委員から、年度途中の予算計上だが、これは市内の全ての公園を調査し、計画を立てた上で予算化なのかとの質疑があり、執行部から当初予算では、毎年1か所ずつ改修を行う方針だったが、計画を変更し、洋式トイレが設置されていない全ての公園のトイレを改修することとなったとの回答がありました。

次に、10款2項1目、細目003小学校施設整備費160万円及び3項1目、細目002中学校施設整備費1,655万9,000円の増額補正について。子どもたちが安心して学び、心身ともに健やかに成長できる教育環境を確保するため、小学校4校の故障している屋外時計の修理、学業院中学

校校舎トイレの洋式化、太宰府中学校運動場バックネット整備、中学校3校の故障している屋外時計などの修理のための増額補正を行うものである。なお財源は全額、歳入19款1項1目8節、令和の都太宰府ふるさと納税基金繰入金を充当しているとの説明を受けました。

委員から、学業院中学校校舎トイレ洋式化の工事とは具体的にどこかの質疑があり、執行部から管理棟や教室棟の女子トイレ8か所、計11基を洋式化する計画であるとの回答がありました。

また委員から、学業院中学校校舎は改築の予定があるが、トイレ洋式化工事をした教室棟は改築しないということかとの質疑があり、執行部から洋式化工事を行った棟のうち約半分は解体し、もう半分はそのまま残す。残す棟も今後長寿命化工事を行う計画であるとの回答がありました。

次に、10款5項2目施設管理運営費905万8,000円の増額補正について。施設利用者が安心してトイレを使用できるよう、太宰府市歴史スポーツ公園内の弓道場女子トイレ、大佐野のスポーツ公園管理棟のトイレ、梅林アスレチック公園管理棟のトイレ、太宰府市体育センターのトイレを洋式化する改修工事を行うため、増額補正を行うものである。なお財源は全額、歳入19款1項1目8節、令和の都太宰府ふるさと納税基金繰入金を充当しているとの説明を受けました。

委員から、学校や公園、またスポーツ施設のトイレの洋式化の改修について工事を行うこととなったのは要望など何かきっかけがあったのかとの質疑があり、執行部から、学校関係のトイレ整備は子どもたちが安心して学び、心身ともに成長できる環境を提供するためである。これは総合戦略で掲げている子どもまんなかの施策展開の一環である。また、公園等のトイレ整備については、子どもから高齢者まで誰もが安心して利用できる公共空間を確保することを目的としており、これも総合戦略に基づく新しい公共をテーマとした仕組みづくりの視点から計上されたものである。以前から市民ニーズが高い内容であり、基金を活用して対応をする考えであるとの回答がありました。

次に、債務負担行為補正の主なものとして、デマンド交通運行事業関係費について。路線バス星ヶ丘線沿線及び周辺地域において、令和8年1月下旬より運行開始を予定しているが、車両調達などにより不測の時間を要し、今年度の運行期間が短期間となることから、令和8年度も継続して事業を実施するため、4,187万8,000円を計上しているとの説明を受けました。

次に、梅林アスレチックスポーツ公園開放管理業務委託料について。現在公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団と随意契約を結んでいるが、公平性・透明性を担保するため、令和8年度契約から入札により受託者を決定することにした。

令和7年度中に入札等の準備期間を設けるために512万2,000円を計上しているとの説明を受けました。

委員から、これまで財団との随意契約としていたが、入札に変更する理由はどの質疑があり、執行部から年々人件費が増加し、委託料が大きくなっているほか、随意契約では1社に固まっ

てしまう点を考慮し、公平性・透明性を担保するために入札に変更することとなったとの回答がありました。

その他の審査についても款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについて質疑を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第69号については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告がっておりますので、これを許可します。

7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 議案第69号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」、賛成の立場から討論いたします。

本補正予算は、楠田市政における最後の補正予算となるものであり、その内容については賛成いたします。楠田市長におかれましては、残された任期が僅かとなる中で、やり残した事業を盛り込まれたものと理解しております。

一方で、私自身にとっても、任期最後の補正予算となることから、今後の市政運営に資するよう、以下3点を申し述べます。

第1に、施設整備の計画性についてです。今回の補正により、トイレの洋式化は全て完了することですが、改修は計画的に進められたのでしょうか。学校施設ほか公共施設の改修全般においてはなおさらのことです。学校施設の修繕について、小中学校7校分の時計の故障が放置されていたことから、学校施設の保守管理体制に何らかの課題があるように思われます。

第2に、財源の工夫についてです。今回の施設整備費は全額ふるさと納税基金からの繰入金で賄われています。ただし、特にトイレの洋式化については、整備計画を策定した上で、国庫補助金の活用を検討し、これまで積み立ててきた基金からの繰入れをできる限り抑える工夫が必要だったと考えます。

第3に、施設整備の有効性への配慮についてです。神武委員からも質疑がありましたが、学業院中学校では大規模な校舎改修が間近に控えており、せっかくのトイレの洋式化が無駄にならぬよう、整備の時期や内容については、より慎重な調整が求められます。

以上3点を申し添えた上で、本補正予算案に賛成いたします。

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第69号「令和7年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について」に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対0名 午後0時01分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 閉会中の継続調査申し出について

○議長（門田直樹議員） 日程第23、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり、議会運営委員会、各常任委員会、特別委員会から太宰府市議会会議規則第110条の規定により、継続調査についての申出がっております。

お諮りします。

それぞれの申出のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

ここで、任期最後の定例会でありますことから、市長のご挨拶をお受けしたいと思います。  
市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長（楠田大蔵） ただいま議長の許可をいただきましたので、私の市長任期最後の定例会の閉会に当たりまして、厚かましくもこれまでの2期8年、さらには政治家生活や人生も振り返りながら、いささか個人的にはなりますが、最後の挨拶をさせていただきたいと思います。

まずもちまして、市長選・市議選を間近に控えられた本定例会も、17日間に及ぶ会期を通じ慎重審議の上、本日をもって関係案件23件を原案どおり可決賜りましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

投開票まで既に1か月を切っております。選挙に挑まれる方々におかれましては必ずやまた

この議場に戻られますよう祈念申し上げます。そして勇退される皆様、今まで本当にお疲れさまでございました。ありがとうございました。

釈迦に説法ではありますが、選挙の世界は勝ち負けがはっきり出る世界であります。父も2回、私も3回落選いたしました。とはいえ、昔と違い命までは取られません。結果にかかわらず、これからもよろしく願い申し上げます。

そして振り返りますと、私の在任中の40回を超える議会における約700の議案全てについて可決・承認をいただいたこととなります。門田議長をはじめこれまでの議員各位のご理解、ご協力に対し心より御礼申し上げます。

また、その一方で少なからず私の失礼な態度や発言などがあったやもしれません。これは市民の皆様や職員諸氏に対しても共通することです。一生懸命さからとはいえこの際に改めておわび申し上げます。

さて、市長2期8年の歩みではありますが、国政で三たび落選し一度は引退を覚悟した私を政治の世界に呼び戻していただいた太宰府市民の皆様のお役に立ちたい、少しでも恩返しをしたい一心でありました。

幼き日より父の背中に学んだ世の為、人の為、次代を担う子どもたちのためにという政治家哲学、人生哲学を実践することで、未曾有の混乱からの脱却を果たし、だざいふの底力を引き出せるよう全力を注いでまいりました。申し訳ありません。この最低限の使命は、先ほど触れました全議案の可決や長年の懸案でありました中学校完全給食の実現、市民意識調査や各種ランキングの急伸、自立持続可能性自治体認定などで一定果たせたのではと考えております。

2期8年では短い、50歳はまだ若いので続けてほしいとのありがたいお言葉や、やり残したことがあるのではという厳しいご指摘もありましたが、私にとってはむしろ逆であり、8年何とか続けられたとの思いであります。

日本の総理でも8年連続で務めた人は憲政史上いまだおりませんし、アメリカの大統領も2期8年しか務められないように憲法で定められております。本気でやればこの期間が精いっぱいというのが本音でもあります。

私自身、予期せぬ令和ブームの際や出口の見えないコロナ禍などの激動のさなかに逃げ出したいという欲望に何度も駆られましたし、この間二度あった衆議院選出馬への野心がなかったと言えましょう。そして、1期目就任間もない頃の予算案修正の危機の際には、いつ辞めても悔いのないようにとの思いで、人知れず辞表をしたためたこともありました。今なおこのようにぼろぼろになった辞表ではありますが、胸に忍ばせております。

それでもなおここまで続けてこられたのは、まさしく政治家としての命を拾っていただいた市民の皆様のご期待に応えるためには、2期8年は何とか最低でも務めなければならないとの思いからでありました。

そして、その総仕上げとして、自ら身を切り任期を前倒しして退任し、今後も市長市議同日選を可能にすることで、数千万円に及ぶ血税を節約するなど、かつての混乱を名実ともにリセ

ットすることを決断いたしました。

これは、自らの地位にしがみつき信頼をおとしめる昨今の政治家への警鐘でもあります。そうした風潮を一笑に付すネタで政治家として初めてM-1 グランプリ 2回戦を突破できたことも無縁ではありません。

そして、太宰府市長としてのこの時期があったからこそ、決して順風満帆ではなかった政治家としての私個人としては23年、親子2代で50年の集大成を今迎えることができたわけであり、27歳で地元に戻り最初に始めた駅立ちの心細さ、念願の政権交代後、34歳で防衛大臣政務官に就任した着任式、父が県議に初めて当選をした8歳の朝、落選し引退を余儀なくされた21歳の夜、全てのシーンが私の記憶に刻まれております。

一方で、多くのものも失いもしました。もっとできることはなかったものかと今でも自らを責める毎日であります。そうした思いもあり、このたびの市長退任を機に政治の世界から一旦距離を置こうと考えております。

これまでお世話になった全ての方々へ心より御礼を申し上げ、愛する郷土だざいふのさらなる発展と皆様のご健勝、ご多幸、そして次代を担う子どもたちの限らない飛躍を祈念し私の最後の挨拶とさせていただきます。

改めまして、今まで本当にありがとうございました。実力は足らなかつたかもしれませんが、私なりにとにかく一生懸命持ち得る力を出し切った8年間でありました。本日も最後までご清聴ありがとうございました。みっともない姿をお見せして申し訳ございません。本当にこれまでありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 市長のご挨拶が終わりました。

ここで令和7年11月定例会を閉じるに当たりまして、私からも一言ご挨拶を申し上げます。

令和7年11月定例会は本日をもって閉会いたしますが、17日間の会期中、議員各位におかれましては、時節柄何かと大変お忙しい中にもかかわらず熱心かつ慎重にご審議を賜り、議長として厚く御礼申し上げます。

楠田市長におかれましては12月末をもって退任されますが、2期8年にわたって太宰府市の発展のためご尽力いただきましたこと、心より感謝申し上げます。

さて、私、令和3年12月に第14代議長に就任をさせていただきました。議長としてこの4年間、議会運営、議事進行につきましては、公平公正を心がけたつもりではありますが、行き届かぬ点も多々あったかと存じます。しかしながら、議員の皆様のご支援、ご協力の下、議長の職責を大過なく全うさせていただきましたことに対しまして、衷心より厚く御礼申し上げます。

私たち議員の任期も来るべき12月11日をもって満了することとなりますが、今期で勇退されます議員各位におかれましては、今後健康に留意されまして、太宰府市発展のためにご指導、ご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

また、来月14日に迫った市議会議員選挙に再出馬を予定されておられます議員各位におかれましては、全員が当選の榮譽を得られ、再びこの議場にてお会いできますようにご健闘、ご奮

闘を心からお祈り申し上げる次第であります。これ私もです。

最後になりましたが、皆様方のご健勝とご活躍をお祈り申し上げるとともに、太宰府市のさらなる発展をご祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、私の御礼の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

お諮りします。

これをもちまして、令和7年太宰府市議会第4回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認めます。

よって、令和7年太宰府市議会第4回定例会を閉会します。

閉会 午後0時12分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和8年2月17日

太宰府市議会議長 門 田 直 樹

会議録署名議員 徳 永 洋 介

会議録署名議員 船 越 隆 之